

工場主ハ客月十五日付職工ハ名ニ対シ解雇通知ヲ郵送シ然レ強  
硬ニ場合ニヨリテハ工場閉鎖シモ辞セサル態度ヲ示シ一方労働  
者側亦別記ニノ要求書ヲ提出シパン行商隊ヲ組織シテ友誼団体  
等ノ寄附金ヲ受ケ殊ニ洋モス兼戸工場ヨリハ毎日ノ如ク五十名  
前後ノ女工等ノ志願アリ他方ニテハ十日ハ午後六時ヨリ葛西川屋  
野濱八方ニ於テ爭議與相者表慮説念ヲ明確ニ聽取四十名ニ対シ  
兼士秋葉氏蔵外数名ハ交々工場主ノ攻撃團結ノ必要等ヲ力説シ  
タルガ氣勢揚ラズ殊ニ困員中ニハ硬軟ノ両派アリテ数次折衝  
シ居タルガ頭書ノ通山満解決セリ  
右及申(通)報候也

別記

一 觀合部移取部ノ定員ハ従前通ト定メ欠員アリタル時ハ歩増ヲ附スルコト

(但シ一人欠勤ノ場合ハニ歩五人欠員アリタル時ハ四歩ヲ附スルコト)

二 女工倉庫勤務時間ハ他ノ従業員ト同一ニスルコト

三 三大節ニ酒肴料ヲ支給スルコト

四 退職手当ヲ制定スルコト

五 従業員側ハ四名解雇ヲ認メルコト

六 工場主側ハ金一千四百圓也ヲ従業員側ニ支給スルコト

備考 子倉々迄 柴田昇 馬次八郎 藤原文次郎ノ四名解雇

以上